

平成25年11月

# 平成26年度税制改正要望

石油化学工業協会

会長 小林喜光

わが国経済は、昨年末の政権交代以降、政府の金融、財政政策等により円高の是正、株価の上昇等、景気回復に向けた動きが見られます。10月には『民間投資活性化等のための税制改正大綱』及び『産業競争力強化法案』が決定され、わが国経済の再生に向けた具体的な施策が示されました。しかしながら、未だ回復気運は実体経済に十分に反映されているとは言い難く、また、海外経済の下振れ等の懸念もあり、予断を許さない状況が続いております。

わが国石油化学産業は、近年、事業再編・統合等による構造改革を推し進め、コスト競争力・技術開発力の強化及び高付加価値分野への事業展開を行ってまいりました。しかし、東アジア及び中東地域における最新鋭の大型石化設備の相次ぐ稼働等による国際競争の激化に対して、設備のヴィンテージ(平均年齢)の高いわが国石化産業は、事業構造の改善を迫られております。

こうした国際競争に晒されながら、わが国石化産業は、人件費や原料費等のコストが高く、諸規制も厳しいわが国の事業環境の下で事業活動を行っておりますが、アジア諸国と比較して高水準にある法人実効税率の引下げがいまだ十分に実現できず、石化原料税制における国際的イコールフットィングも完全に実現できたとは言えません。また、わが国製造業のサプライチェーンの根幹をなす石化産業は、震災により、エネルギーの制約や災害対応力という新たな課題に対応するため、更なる事業基盤の強化も求められております。

しかしながら、事業環境の改善が断行されない限り、わが国の石化産業は、リスク軽減の観点からも、需要が増大している国外への脱出が有力な選択肢とならざるを得ず、現状のままでは国内において引き続き雇用を維持、創出していくことは困難な状況にあります。

当業界としては、平成26年度税制改正に対し、税制上の国際的公平性の完全な実現など事業環境の改善を図るべく、次の諸点について要望いたします。

## I 重点要望項目

### 1. 法人実効税率の見直し

わが国の法人所得に係る実質的な税負担は諸外国に比べて依然として高く、企業の海外移転の動きが加速している。深刻化している国内産業の空洞化を防ぎ、国内の雇用を確保するためにも、法人実効税率をアジア近隣諸国と均衡する水準、すなわち 25%程度まで引下げることがを要望する。

まずは、わが国企業が安心して国内での事業展開を計画できるように、法人実効税率引下げの道筋を速やかに示すべきである。

### 2. 石油化学製品製造用原料に係る揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

海外の主な石油関連消費税をみると、その課税対象は自動車用燃料や暖房用燃料等の燃料油に限定されている一方、石油化学原料等の産業用原料油は課税対象とされておらず、原料非課税が世界標準となっている。

しかしながら、わが国においては、石油化学製品製造用原料は租税特別措置法で免税措置が講じられており、揮発油税及び石油石炭税ともに、その本則においては課税対象とされている。すなわち、暫定措置として免税が認められているという不安定な位置づけであり、わが国石化産業が国内で事業運営を行ううえでの不安材料の一つとなっている。世界標準に照らした対応として、本則における非課税化を実現すべきである。

なお、本年 1 月に策定された平成 25 年度与党税制改正大綱には「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。」と明記されており、適切な対応を要望する。

### 3. 研究開発促進税制の拡充

研究開発促進税制については、平成 25 年度税制改正において、2 年間の時限措置ながら税額控除上限が引上げられる等、一定の拡充が図られた。しかしながら、新興国の追い上げによるわが国経済の相対的な地位の低下を防ぎ、次世代技術による新たな経済基盤を創出していくためには、中長期的な研究開発へ向け、継続的に腰を据えた投資を行うことが肝要であり、税制についても安定的かつ永続的な制度に向けた見直しが必要である。

具体的には、総額型の控除上限（法人税額の 30%）に係る適用期間の恒久化（現行 2 年）、税額控除限度超過額の繰越期間の延長（1 年→5 年）を要望する。

#### 4. 償却資産に係る固定資産税の見直し

製造設備に対する固定資産税は、国際的に見て一般的な制度とは言えず、石油化学をはじめとするわが国装置産業の国際競争力を失わせるものである。わが国企業の産業競争力の強化及び設備投資の促進のためにも、償却資産に係る固定資産税の廃止・縮減を要望する。まずは、設備等投資促進税制の適用期間内に新規取得した償却資産について、固定資産税を非課税とするなど、成長戦略の実現に向けた措置を強く要望する。

また、残存価額が廃止された法人税の計算方法との整合を速やかに図るべきである。

#### 5. 事業構造改善諸施策に対する税制優遇措置の整備

中国や中東等で大型の新鋭設備が立ち上がり、石油化学製品の供給過剰傾向が増す中で、わが国石化産業の老朽化した設備による国際競争力の確保は困難を極めるものである。石化業界各社はコンビナート競争力強化を求めて、事業及び過剰設備の統廃合・転換等、大規模な構造改善への諸施策の検討を進めている。かかる諸施策を後押しするものとして、適切な税制優遇措置が講ぜられることを要望する。

##### (1) 組織再編税制の適用要件の緩和

コンビナートを形成している石化業界では、近隣の会社との連携による事業の再編も重要な選択肢となるが、現行の組織再編税制では、共同事業要件を満たさない限り、税制適格の取り扱いを受けることができないため、事業再編実現の可能性が狭まるケースがある。

コンビナート周辺の雇用を守るためにも、事業再編の実現による事業の継続は重要であり、円滑な事業再編を促進するために、事業構造改善の組織再編について共同事業要件を緩和することを要望する。

##### (2) 有限責任事業組合（LLP）に対する組織再編税制の適用

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件等を満たしていたとしても、有限責任事業組合（日本版 LLP）は対象外となっており、現物出資の際には簿価での移転ができない等の弊害がある。

LLPに法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものであるため、組織再編税制の対象に含めるよう要望する。

### (3) 合同会社（LLC）に対するパススルー課税の導入

企業の事業再編手法を多様化し、事業構造改善を後押しするためにも、合同会社（日本版 LLC）に対するパススルー課税の導入を要望する。

### (4) 連結納税制度の見直し

連結納税開始・加入時の子会社における時価評価課税の廃止あるいは緩和等の改善を図り、連結納税制度を一層使いやすいものとすることを要望する。

### (5) コンビナート遊休地等に対する税制優遇措置

コンビナートの事業再編にあたり、設備撤去後の遊休地については早期活用が求められる。しかしながら、新規事業への転換や新たな企業誘致が並行的に進行することは容易ではないため、遊休地となった期間の固定資産税の減免、新規事業の誘致に係る不動産取得税の減免等、構造改善が速やかに遂行できるような税制上の支援措置の導入を要望する。

## Ⅱ その他の要望項目

### 1. 消費税制の見直し

消費税の課税売上割合が 95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度、いわゆる 95%ルールの大企業への適用が廃止されたことにより、事務手続きの煩雑化に伴う業務量が増大し、企業の事務負担は高まった。一方、95%ルールの廃止による税収増は限定的であるため、企業の事務負担及び対応コストの低減に資する政策として、95%ルールの大企業への再適用、あるいは 99%など率を見直して再設定することを強く要望する。

また、消費税率引上げに際して、軽減税率導入に関する議論があるが、軽減税率の導入は、税収減を招くこと及び企業の事務負担が高くなること等のデメリットが想定されるため、導入に反対である。

### 2. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策税は、わが国のエネルギーコストの一層の上昇につながり企業の負担が増大するため、企業の地球温暖化対策に係る技術革新を阻み、さらには国内産業の空洞化を招く懸念がある。早急に、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを検討することを要望する。

少なくとも、昨年 10 月に導入された地球温暖化対策のための税は、震災前の状況下で策定された制度であり、現在のあるべき政策に対応するものではないため、今後予定されている段階的引上げ措置については、速やかに凍結すべきである。

### 3. 印紙税の廃止

近年、電子商取引が普及し、経済取引のペーパーレス化が著しく進展するなか、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税は、合理性、公平性が失われている。また、その課税範囲については不明確、不明瞭な部分が多い。円滑な商取引を促進するためにも、印紙税を廃止すべきである。

### 4. 事業所税の廃止

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二

重課税的な性格を帯びている。このような屋上屋を架す如き税目は、課税としての合理性を欠くものであり、廃止すべきである。

## 5. 国際課税制度の改善

### (1) 移転価格税制の改善

- ① 詳細なガイドラインの提示や類型化した承認案件の公表等により、事前確認制度や独立企業間価格算定等における基準及び手続きの明確化・簡略化・迅速化を進め、さらに使いやすい制度にするべきである。特に、事前確認制度について、手続きの簡素化、審査の迅速化を要望する。
- ② 現租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にするべきである。
- ③ 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性をとった上で、法令レベルで規定すべきである。

### (2) 外国税額控除制度の拡充

- ① 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間（現行3年）を、税務上の欠損金の繰越期間（現行9年）と整合するように延長すべきである。
- ② 海外配当益金不算入制度の導入に合わせ、海外子会社からの配当に対する源泉税の直接税額控除が廃止されたことから、当該源泉税が負担となり、配当による資金の還流が妨げられている。当初の目的である資金還流の促進を図るため、租税条約を改正して源泉税を免除すべきである。
- ③ 国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の90%というシーリングを撤廃すべきである。

### (3) タックスヘイブン対策税制の見直し

シンガポール、台湾、香港等軽課税国の法人税率は租税負担割合の基準（トリガー税率）より低く、さらに英国法人税率の引下げが予定されているため、トリガー税率を現行の20%から15%以下まで引下げるべきである。

### (4) 二国間租税条約の締結及び改正の推進

租税条約ネットワークの一層の拡充及び既存条約の改正による内容の充実化を要望する。

## 6. 法人税制の改善

### (1) 税務上の欠損金の使用上限の撤廃及び繰越可能期間の延長

平成 23 年度税制改正により、欠損金の繰越期間が 7 年から 9 年に延長される一方、大企業については繰越欠損金の使用が 8 割に制限された。しかしながら、繰越期間の期限及び単年度の使用上限という二つの制限を設定している国は稀であり、速やかに改善されるべきである。

繰越欠損金に係る 8 割の使用上限を撤廃するとともに、繰越期間を欧米諸国並みに延長または無期限化することを要望する。

### (2) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

繰戻還付制度は、法人税法で規定されているにもかかわらず、財源措置として停止されている。平成 21 年度税制改正において中小企業向けの適用は復活されたが、大企業は依然として凍結されたままである。本来全ての企業に認められるべき税制優遇措置の企業規模による適用要件の齟齬は、速やかに解消されるべきである。

### (3) 受取配当金の二重課税の排除

二重課税排除の観点から、受取配当金は持ち分に関係なくすべて 100% 益金不算入とするべきである。

### (4) 人材投資促進税制の抜本的な見直し

わが国の製造業は、戦後生まれ世代の退職期に入り、彼らの持つ技能や経験の若年層への継承が課題となっている。また、グローバルに活躍できる人材のニーズも高まる中、人材育成の必要性は増大している。

一方、現行の人材投資促進税制は、大企業及びその子会社が制度の対象から外されており、人材育成の推進を支援する制度として十分ではない。企業における事務作業の簡素化にも配慮しつつ、人材投資促進税制の抜本的な改革を行うべきである。

### (5) 国際会計基準とのコンバージェンスへの対応

国際会計基準と日本基準のコンバージェンス等によって会計と税務の乖離が生じ、その結果、税務上のデメリットが発生する可能性がある。上場会社やその子会社に関しては、確定決算主義や損金経理要件の緩和など、税制上の柔軟な対応を要望する。



## 7. 法人地方税制の改善

### (1) 地方税の申告・納税制度の抜本的な改善

法人事業税及び住民税の申告処理は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位での対応が要求されており、加えて自治体によって様式が不統一であるため、企業の事務負担は相当に高くなっている。

また、同一の自治体の子会社がある場合でも、連結納税の適用は国税に限定されているため、法人税のようにグループ単位の納税による事務処理の一元化を図ることはできない。

かかる状況を改善するために、地方税について連結納税の適用を認めるとともに、本社一括申告・納税制度の導入を検討し、企業、行政双方の合理化につながるような制度全体の抜本的な改革を行うべきである。

### (2) 法人事業税の外形標準課税制度の改善

法人事業税の外形標準課税には、持株会社について資本割の特例が設けられているが、特例の対象となる持株会社は 50%超の子会社株式を有する会社に限定されている。設立・運営目的が同じ持株会社でありながら、出資比率によって税負担が異なることは一貫性を欠いており、持株割合が 20%以上の関係会社株式まで特例制度の対象範囲を拡大するべきである。

また、法人事業税の外形標準課税は煩雑な作業を伴うものであり、制度簡素化が不可欠である。特に、付加価値割に係る課税標準の算出等の煩雑な作業に対して、簡素化を行うべきである。

### (3) 土地に係る固定資産税の軽減

地価が下落した状況にもかかわらず、工場用地等に係る固定資産税は過剰な負担となっている。固定資産税の軽減は、製造業の国内回帰を促進し、さらに産業発展、地域再生につながる。そのためには、全国共通の制度として負担水準の上限を現行の 70%から 60%程度に引き下げるべきである。

## 8. その他

### (1) 石油化学製品製造用のノルマルパラフィンに係る石油石炭税の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料であるノルマルパラフィンについても、石油化学製品製造用原料ナフサと

同等の石油石炭税の免税及び還付措置を創設すべきである。

(2) 石油化学製品製造用の低重合度混合アルキレンに係る石油石炭税の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料である低重合度混合アルキレンについても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の免税及び還付措置を創設すべきである。

(3) 固定資産減損の損金算入

(4) 電話加入権の償却

(5) 少額減価償却資産の取得価額基準の見直し (10万円→20万円未満)

以上